

随意契約結果表

担当課名	財産管理課		
案件名	本庁舎エスカレーター機能維持修繕		
案件の概要	<p>本庁舎エスカレーター2基について、設置から10年以上が経過しており、可動部の劣化が顕著となっているため、保守業者から交換の必要性を指摘されている。</p> <p>万が一、可動部品が損傷した場合、エスカレーターが緊急停止することが考えられ、その際には長期間の利用停止だけでなく、利用者が怪我をする可能性も否定できない。</p> <p>来庁者の利便性と安全性の双方に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、利用者が安心して施設を利用できる環境を維持するため、予防保全の観点を踏まえ、今回修繕を実施する。</p>		
随意契約の種類	<input type="radio"/> 随意契約 <input checked="" type="radio"/> 単独随意契約		
契約年月日	令和 7 年 8 月 22 日	契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社
契約金額	2,068,000 円 (うち消費税相当額 153,185 円)		
契約期間	契約を行った日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日 まで		
随意契約とした理由	<p>三菱電機ビルソリューションズ株式会社は、本庁舎エスカレーターを設置・導入し、点検やメンテナンスを行っており、その機能、構造を熟知していることから、迅速かつ確実に修理対応できる。</p> <p>以上の理由から、本件業務は委託の性質及び内容が競争入札に適しないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、単独随意契約を行うものである</p>		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。(その性質または目的が競争入札に適しないもの)		